

### 鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年2月24日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

#### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
絹本著色東下り・耕作・草花図	5幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

#### 古文書の部

名称	員数	所在の場所
相見家文書	8通	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館